



枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市環境審議会 会長 三 輪 信



ペット霊園の設置等に関する規制について(答申)

平成29年9月7日付け環指第667号にて諮問のあった標記の件について、審議を 行った結果、別添のとおり答申します。

# ペット霊園の設置等に関する規制について <答申>

平成29年10月 枚方市環境審議会

# 目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1			
2.	規制の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2			
(1)	目的、設置者等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2			
(2)	ペット霊園の設置の許可等の規制 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2				
(3)	移動火葬車の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4			
(4)	利用者の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4			
(5)	改善勧告、命令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5			
3.	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6			
資料1	枚方市環境審議会委員名簿				
資料2	枚方市環境審議会審議過程				
資料3	資料3 枚方市ペット霊園の設置等に関する規制(案)				
資料4	諮問書				

#### 1. はじめに

本年、枚方市内のペット霊園が廃園した際、利用者に対して適切な通知がなく、葬られていたペットの骨や灰が掘り起こされた状態で放置されていたことが問題となり、インターネットニュース、テレビ、新聞等のマスメディアにより世間に広く報道された。

この問題については、枚方市に対しても多くの問い合わせが入ったが、ペット霊園の設置や管理に 関して規制する法律がないことから、規制する部署がなく、対応が難しい状況となった。

本件を受けて枚方市では、条例等による規制の検討を進め、枚方市で起こった問題のみならず全国的なトラブル事例も含め、今後起こりうるペット霊園等に関するトラブルを未然に防ぐために、ペット霊園の設置等の規制に関する条例を制定することが必要との判断に至った。

この考え方のもと、近隣自治体の条例や、ペット霊園事業者等への調査を踏まえ、枚方市において規制内容の検討が進められてきた。

こうしたなか、本審議会は平成 29 年9月7日に枚方市長から「ペット霊園の設置等に関する規制の概要(案)」について諮問を受けた。

本審議会では、枚方市から提示された(1)目的、設置者等の責務(2)ペット霊園の設置の許可等の規制(3)移動火葬車の規制(4)利用者の保護(5)改善勧告、命令等について、慎重に審議を行った結果、結論を見出したので、答申するものである。

#### 2. 規制の内容

#### (1)目的、設置者等の責務

枚方市より提示のあった「目的」、「定義(ペット、墳墓、墓地、納骨堂、火葬、火葬施設、ペット霊園、移動火葬車)」、「設置者等の責務」については、下記「枚方市の規制の考え方」が適切であると判断する。

#### 枚方市の規制の考え方

#### ① 目的

ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるために必要な事項を定めることにより、地域の良好な生活環境の保全及び利用者の保護に資することを目的とする。

#### ② 定義

1) ペット

愛玩することを目的として人に飼養される犬、猫その他の動物。

2) 墳墓

ペットの焼骨を埋蔵する施設。

3) 墓地

墳墓を設置するための区域。

4)納骨堂

ペットの焼骨を収蔵する構造物。

5) 火葬

ペットの死体(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。)を葬るために、これを焼くこと。

6) 火葬施設

火葬を行うための設備を有する施設(移動火葬車を除く。)。

7)ペット霊園

火葬施設、墓地若しくは納骨堂又はこれらを併せ有するもの。ただし、専ら自己の利用に 供する目的で設置するものを除く。

8)移動火葬車

火葬を行うための設備を有する自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。)。

# ③ 設置者等の責務

ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該ペット霊園の設置又は管理にあたり、地域の良好な生活環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、ペット霊園の利用者の心情に十分配慮しなければならないとする。また、移動火葬車を使用して火葬を業として行う者が、当該火葬を行う場合にも、同様の責務を規定する。

# (2)ペット霊園の設置の許可等の規制

枚方市より提示のあった「埋葬の禁止」、「申請に関する手続(事前協議、標識の設置、説明会の 開催、申請書の提出、工事完了の検査)」、「許可の基準(設置場所の基準、構造設備の基準)」、「維 持管理」、「承継及び軽微な変更に関する手続」については、下記「枚方市の規制の考え方」がおお むね適切であると判断する。 ただし、「埋葬の禁止」の標記については、規制の趣旨としてペットの死体を土中に葬る行為を禁止しているため、「土葬の禁止」とすることが適切であると判断する。

#### 枚方市の規制の考え方

#### ① 埋葬の禁止

ペット霊園においては、ペットの死体を土中に葬ってはならないこととする。

#### ② 申請に関する手続

ペット霊園を設置又は変更しようとする者は、下記の手続を行わなければならないこととする。

1) 事前協議

計画内容について事前に市長と協議を行う。(申請日の3か月前)

2)標識の設置

当該許可に係るペット霊園の概要を記載した標識を設置する。(申請日の2か月前)

3) 説明会の開催

計画地周辺の建物の使用者、管理者等に対し説明会を開催し、隣接する土地の所有者又は使用者と協議を行う。(申請日の1か月前)

4) 申請書の提出

ペット霊園の内容について申請を行う。

5) 工事完了の検査

工事が完了後に速やかに市長に届出を行い、検査を受ける。

# ③ 許可の基準

ペット霊園を設置しようとする者、ペット霊園の墓地を拡大若しくは変更、又は火葬施設を増設若しくは変更しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないものとし、以下の基準を設ける。

# 1)設置場所の基準

- ・火葬施設及び墓地が、住宅から100メートル離れていること。
- ・ペット霊園の土地は、申請者自らが所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものであること。

#### 2) 構造設備の基準

- ・区域の境界から火葬施設、墓地等が見えないように垣根、障壁等を設けること。
- ・墓地に雨水、その他の地表水が停滞しないようにするための排水設備が設けられていること。
- ・管理事務所並びにペット霊園に便所、給水設備及びごみ集積設備が設けられていること。
- ・火葬施設は摂氏 800℃以上の状態で焼却でき、温度を保つための助燃装置の設置、防音及び防臭並びに防じんについて、十分な能力を有する施設であること。

#### ④ 維持管理

ペット霊園の設置者は、規制に定める許可の基準に従い、ペット霊園を維持管理しなければならないこととする。

#### ⑤ 承継及び軽微な変更に関する手続

設置者の地位を承継したとき、又は軽微な変更をしたときは、その旨を承継した日又は変更した日から 30 日以内に市長に届出なければならないこととする。

#### (3) 移動火葬車の規制

枚方市より提示のあった「移動火葬車の規制」については、「火葬基準」、「火葬場所の制限」、「廃止の届出」に関する規制の考え方は、下記「枚方市の規制の考え方」がおおむね適切であると判断する。

移動火葬車による火葬は、ペット霊園に設置される火葬施設に比べ、同じ場所で火葬されるケースは少なく、周辺への影響が一時的であると考えられるが、廃熱、臭気等の影響がある場合は、周辺への配慮として、火葬場所を変更する等の措置が講じられることが望まれる。しかしながら、枚方市の提示した「付近の住民に対し、火葬を行うことを事前に周知すること」では、周辺への影響の低減は見込めない。このことから、「周辺への配慮」に関する規制の考え方については、「周辺環境に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じること」を規定することが適切であると判断する。

#### 枚方市の規制の考え方

市内で移動火葬車を使用して火葬を業として行おうとする者(以下、「移動火葬業者」という。)は、事前に市長に届け出なければならないこととし、火葬場所等について制限を設ける。

1) 火葬基準

ペット霊園の火葬施設の基準に適合するものであること。

- 2) 火葬場所の制限
  - ・土地所有者が火葬を行うことに同意していること。
- 3)周辺への配慮
  - ・付近の住民に対し、火葬を行うことを事前に周知すること。
  - ・従事者が火葬終了までその場に待機し、火葬を行うための設備を適正に管理すること。
- 4)廃止の届出

廃止後30日以内にその旨を市長に届け出ること。

# (4) 利用者の保護

枚方市より提示のあった「ペット霊園の設置者及び移動火葬業者の遵守事項」、「廃止時の手続」 については、下記「枚方市の規制の考え方」が適切であると判断する。

#### 枚方市の規制の考え方

① ペット霊園の設置者及び移動火葬業者の遵守事項

ペット霊園の設置者及び移動火葬業者は、利用者の心情に十分配慮するよう、以下の事項を遵守しなければならないものとする。なお、3)については、ペット霊園の設置者に限る事項とする。

1)ペットの死体等の取扱

ペットの死体及び遺骨を丁寧に取り扱うとともに、衛生的に管理する。

2) サービスの説明

利用者に対して、あらかじめ、利用の条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取り扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明する。

3)書類管理

利用者ごとに書類を作成し、利用者がペット霊園の利用を終えるまでの間保管する。

#### ② 廃止の手続

ペット霊園を廃止しようとするものは、下記の手続を行わなければならないものとする。

1) 事前の届出

廃止する旨を廃止する30日前までに市長に届け出る。

2) 利用者への対応

利用者へ廃止する旨の説明を行い、焼骨を移す等の利用者の心情に配慮した対応をとる。

# (5) 改善勧告、命令等

枚方市より提示のあった「改善勧告、命令等」については、下記「枚方市の規制の考え方」が適切であると判断する。

# 枚方市の規制の考え方

- ① 必要な限度において、報告や資料の提出を求めることができ、立入調査を行える規定を設ける。
- ② ペット霊園の設置、運営、廃止時において違反等があるときには、改善勧告及び改善命令、許可の取消し、使用の禁止命令を行える規定を設ける。また、移動火葬車の火葬場所等についての制限に違反していると認められるときについても、改善勧告及び改善命令を行える規定を設ける。
- ③ 改善命令や禁止命令などに従わない者について公表できる規定を設ける。
- ④ 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条の規程により許可を受けて設置された墓地の区域内に、墳墓を設置するときは適用しない規定を設ける。
- ⑤ 条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることとする。

# 3. おわりに

枚方市で発生した事案の再発防止のみならず、今後起こりうるペット霊園や移動火葬車に関するトラブルの発生を防止するために、早期に制度化を図るとともに、許可の手続きや指導を適正に実施し、生活環境の保全、住民・利用者・事業者における良好な関係が構築されるよう望む。

また、法・府条例の改正及び他制度の整備、社会状況の変化に即した、柔軟な制度の見直しが図られることを期待する。

# 枚方市環境審議会委員名簿

氏 名	現職等	専 門 等
(副会長) 石川 聡子	大阪教育大学教育学部 教授	環境保全(科学教育)
稲垣 茂人	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所河川環境課課長	環境保全
今堀 志津	枚方市立小学校長会(中宮北小学校 校長)	教育
岩城 秀樹	北大阪商工会議所 総務部 総務課長	商工業
上原 一彦	地方独立行政法人大阪府立環境農林水產 総合研究所 主幹研究員	自然環境(魚類生態)
岡村 英幸	大阪歯科大学 生物学教室 講師	自然環境(生物学)
片瀬 雅子	市民公募	市民委員
姜 成志	一般社団法人枚方青年会議所 専務理事	市民団体
小坂 達彦	市民公募	市民委員
小杉 緑子	京都大学 教授	自然環境(森林環境)
白井 千香	枚方市保健所 所長	保健
高瀬 久美子	コスモ法律事務所 弁護士	法律
田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部 生活環境学科 准教授	生活環境(都市環境)
花田 眞理子	大阪産業大学大学院 人間環境学専攻 教授	地球環境(環境経済)
廣嵜 由利恵	日本自然保護協会	自然環境(動植物)
福岡 雅子	大阪工業大学 工学部 環境工学科 准教授	環境保全(環境科学)
益田・晴恵	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授	地球化学
丸井 晶子	特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議 理事	市民団体
溝口 一男	北河内農業協同組合 理事	農業
三田村 宗樹	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授	公害防止(地質学)
(会長) 三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部教授	環第全(地域環轄・政策)
安田 浩治	枚方市工業会 副代表幹事	商工業

# 枚方市環境審議会審議過程

平成 29 年度	開催日	案件
第2回審議会	平成29年9月7日	<ol> <li>ペット霊園の設置等に関する規制について (諮問)</li> <li>ペット霊園の設置等に関する規制について</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ol>
第3回審議会	平成 29 年 10 月 25 日	「ペット霊園の設置等に関する規制について (答申)」(案) について
答申	平成 29 年 10 月 25 日	ペット霊園の設置等に関する規制について(答申)

# 枚方市ペット霊園の設置等に関する規制(案)

#### 1. 目的

ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための必要な事項を定めることにより、地域の良好な生活環境の保全及び利用者の保護に資することを目的とする。

#### 2. 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 愛玩することを目的として人に飼養される犬、猫その他の動物をいう。
- (2) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 墓地 墳墓を設置するための区域をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する構造物をいう。
- (5) 火葬 ペットの死体 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 2 条第 1 項に規定する廃棄物に該当する物を除く。以下同じ。) を葬るために、これを焼くことをいう。
- (6) 火葬施設 火葬を行うための設備を有する施設 (移動火葬車を除く。) をいう。
- (7) ペット霊園 火葬施設、墓地若しくは納骨堂又はこれらを併せ有するものをいう。 ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (8) 移動火葬車 火葬を行うための設備を有する自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。)をいう。

# 3. 設置者等の責務

- 1 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該ペット霊園の設置又は管理にあたり、 地域の良好な生活環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、ペット霊園の利用 者の心情に十分配慮しなければならない。
- 2 移動火葬車を使用して火葬を業として行う者は、当該火葬を行うにあたり、地域の良好な生活環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、ペット霊園の利用者の心情に十分配慮しなければならない。

#### 4. 土葬の禁止

ペット霊園においては、ペットの死体を土中に葬ってはならない。

### 5. 設置等の許可

1 ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長から許可を受けた者は、許可を受けた墓地の拡大若しくは変更(単に縮小する場合を除く。)又は火葬施設の増設若しくは変更(軽微な変更を除く。以下「ペット霊園の変更」という。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、ペット霊園の設置及び変更の許可をするにあたり、必要な条件を付することができる。

#### 6. 事前協議

- 1 許可を受けてペット霊園を設置又は変更しようとする者(以下「申請予定者」という。) は、当該許可に係る申請をしようとする日(以下「申請予定日」という。)の3か月前 までに、次の事項を記載した事前協議書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請予定者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
- (2) ペット霊園の所在地及び名称
- (3) ペット霊園の区域の面積
- (4) 設置する施設の種類及び数
- 2 事前協議書には、地図や工程表等の書類を添付しなければならない。

#### 7. 標識の設置

- 1 事前協議書を提出した申請予定者は、申請予定日の2か月前までに、ペット霊園(ペット霊園の設置予定地を含む。)の区域内の見やすい場所に、当該許可に係るペット霊園の概要を記載した標識を設置しなければならない。
- 2 申請予定者は、標識を設置したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 標識は、工事が完了するまでの間、設置しておかなければならない。

#### 8. 説明会の開催等

標識を設置した旨の届出をした申請予定者は、申請予定日の1か月前までに、当該許可に係るペット霊園の設置又はペット霊園の変更の計画について、計画の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し説明会を開催するとともに、ペット霊園に隣接する土地の所有者又は使用者と協議しなければならない。

#### 9. 許可の申請

- 1 ペット霊園の設置又は変更の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
- (2) ペット霊園の所在地及び名称

- (3) ペット霊園の区域の面積
- (4) 設置する施設の種類及び数
- 2 申請書には、登記事項証明書、火葬施設の能力を示す書類等を添付しなければならない。

#### 10. 許可の基準

市長は、ペット霊園の設置又は変更の許可の申請があった場合において、当該申請に係るペット霊園が設置場所及び構造設備の基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

# 11. ペット霊園の設置場所の基準

ペット霊園の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 火葬施設及び墓地が住宅 (ペット霊園の設置又は変更の許可の申請後に建てられた ものを除く。) から 100 メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の 福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) ペット霊園の土地については、申請者が当該土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならないこと。

#### 12.ペット霊園の構造設備の基準

ペット霊園の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 外部からペット霊園を見通すことができないようにするための密植した垣根又は障壁が設けられていること。
- (2) 墓地に雨水その他の地表水が停滞しないようにするための排水施設が設けられていること。
- (3) 管理事務所並びに便所、給水設備及びごみ集積設備(ペット霊園の付近にあるこれらのものを含む。)が設けられていること。
- (4) 火葬施設は、次の基準に適合するものであること。
- ア 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏 800 度以上の状態で焼却できるものであること。
- イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ウ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- エ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- オ 防音、防臭及び防じんについて、十分な能力を有するものであること。

#### 13. 工事の完了の検査等

- 1 ペット霊園の設置又は変更の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該許可に係るペット霊園の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 2 市長は、工事後の検査をした場合において、その工事が設置場所及び構造設備の基準 に適合していると認めたときは、設置者に対し、検査済証を交付するものとする。
- 3 設置者は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

# 14. 維持管理

設置者は、構造設備の基準に従い、設置等許可に係るペット霊園を維持管理しなければならない。

#### 15. 設置者の遵守事項

設置者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ペットの死体及び遺骨を丁寧に取り扱うとともに、衛生的に管理すること。
- (2) 利用者に対して、あらかじめ、利用の条件、手続及び料金、ペットの死体及び遣骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明すること。
- (3) 利用者ごとに書類を作成し、及び当該利用者がペット霊園の利用を終えるまでの間保管すること。

# 16. 地位の承継

- 1 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継する。
- 2 設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

#### 17.変更の届出

設置者は、軽微な変更をしたときは、変更した日から30日以内に、その旨を市長に届け 出なければならない。

#### 18. 移動火葬車による火葬業の届出

市内で移動火葬車を使用して火葬を業として行おうとする者は、あらかじめ、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該事業者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
- (2) 使用する移動火葬車の自動車登録番号(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第

9条に規定する自動車登録番号をいう。)又は車両番号(同法第60条第1項又は第97条の3第1項に規定する車両番号をいう。)

#### 19. 移動火葬車の使用の制限等

- 1 移動火葬車の使用に関する届出をした者(以下「移動火葬業者」という。)は、当該 移動火葬車の火葬を行うための設備がペット霊園の火葬施設の基準に適合するもので なければ、これを使用してはならない。
- 2 移動火葬業者は、市内で火葬を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 移動火葬車に、移動火葬業者の氏名(法人その他の団体にあっては、その名称)、連絡先及び届出をしている旨を、容易に視認できるよう表示すること。
- (2) 火葬を行う土地の所有者の同意を事前に得ること。
- (3) 周辺環境に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じること。
- (4) 移動火葬業者が火葬終了までその場で待機し、火葬を行うための設備を適正に管理すること。
- (5) ペットの死体及び遺骨を丁寧に取り扱うとともに、衛生的に管理すること。
- (6) 利用者に対して、あらかじめ、利用の条件、手続及び料金、ペットの死体及び遺骨 の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明すること。

#### 20. 移動火葬業者の廃止等の届出

移動火葬業者は、市内で火葬を行わなくなったとき又は変更をしたときは、その日から 30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

#### 21. 廃止の手続等

- 1 ペット霊園を廃止(その一部の廃止又は墓地の区域の縮小を含む。)しようとする者は、あらかじめ、利用者にその旨を説明するとともに、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 ペット霊園を廃止しようとする者は、当該墓地の墳墓又は納骨堂に存する焼骨を他の 墳墓又は納骨堂に移すことその他利用者の心情に配慮した対応をとらなければならな い。
- 3 ペット霊園を廃止したときは、原状回復その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 22. 報告及び立入調査

市長は、設置者若しくは移動火葬業者に対し必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にペット霊園若しくは移動火葬業者の事務所に立ち入り、必要な事項を調査させることができる。

#### 23. 改善勧告及び改善命令

- 1 市長は、設置者又は移動火葬業者が構造設備の基準、工事の完了検査、廃止時の手続き、移動火葬車の使用の制限の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を改善するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、必要な措置を 講ずることを命ずることができる。

#### 24. 許可の取消し

市長は、次のいずれかに該当するときは、ペット霊園の設置又は変更の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりペット霊園の設置又は変更の許可を受けたとき。
- (2) 改善命令に違反したとき。

# 25. 禁止命令

市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該ペット霊園又は移動火葬車の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) ペット霊園の設置の許可を受けずにペット霊園を設置した者
- (2) ペット霊園の変更の許可を受けずにペット霊園の変更をした者
- (3) 移動火葬車の使用に関する届出を行わずに市内で移動火葬車を使用して火葬を行った者

#### 26. 公表

市長は、改善命令又は禁止命令に従わない者があるときは、氏名又は名称及び命令の内容の公表を行うことができる。

#### 27. 特例

墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により許可を受けて設置された墓地の区域内に、 墳墓を設置するときは、この条例の規定は適用しない。

#### 28. 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



環 指 第 667 号 平成29年9月7日

枚方市環境審議会 会長三輪信哉様

枚方市長 伏 見



ペット霊園の設置等に関する規制について(諮問)

標記の件について、枚方市環境基本条例(平成10年枚方市条例第1号)第26条 第1項の規定に基づき、諮問します。

諮問趣旨に沿い、内容を審議の上、答申をお願いします。

# 諮問趣旨

本年、市内のペット霊園が廃止した際、利用者に対して適切な通知がされず、また、葬られていたペットの骨や灰が掘り起こされた状態のまま放置されるなど、利用者との間でトラブルとなり、インターネットやテレビ、新聞等のマスメディアにより、世間に広く報道されました。

現在ペット霊園については、その設置や管理に関して規制する法律がないため、 この問題が生じた際、本市には規制する部署がなく、ペット霊園に関する情報もない状況でありました。

一方で、全国的には、ペット霊園運用時の「火葬に伴う煙」の問題やペット霊園 設置にかかる周辺住民からの反対運動、契約にまつわる業者と利用者とのトラブル などが起こっており、それに対応するため、ペット霊園の設置や管理に関する条例 や要綱を制定する自治体が増えてきています。

本市としましても、今後、近隣住民や利用者とペット霊園施設の事業者との間で発生しているトラブルを未然に防ぎ、生活環境の保全、住民・利用者・事業者との良好な関係を構築するために、事業者に対する実効性のある規制を行うことが必要であることから、「枚方市ペット霊園の設置等に関する規制の概要(案)」の下記内容について、貴審議会の意見を求めるものです。

# 審議を求める事項

- 1. 目的、設置者等の責務
- 2. ペット霊園の設置の許可等の規制
- 3. 移動火葬車の規制
- 4. 利用者の保護
- 5. 改善勧告、命令等

# 答申を求める時期

平成 29 年 10 月